

令和7年8月臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年8月19日（火）10時
- 2 場 所 市庁舎別館3階 特別会議室
- 3 出席者 教育長 蔵元洋一
教育委員 衛藤修身、八木秀和、太田かおり
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 教育部長 清水秀一
教育総務課長 山口研治
学校教育課長 船元幸徳
指導室長 靄 浩二
生涯学習課長 大畑祐一郎
教育総務課課長補佐 近野久幸
学校教育課課長補佐 濱田大輔
学校教育課課長補佐 掛橋賢議
生涯学習課課長補佐 吉田浩之
教育総務課教育総務係長 秦 薫
- 6 傍聴人 4人
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

臨時教育委員会議事日程

令和7年8月19日(火) 10時00分

1 議決事項

専決処分を報告し、承認を求めることについて

承認第8号 学校薬剤師の委嘱について

2 議決事項

第20号議案

令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）要求について

第21号議案

令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）要求について

第22号議案

中間市立小中学校学習者用端末の購入に関する意見について

第23号議案

公の施設の指定管理者の指定に関する意見について

[開会時刻：10時00分]

蔵元教育長 定刻となりましたので、令和7年8月臨時教育委員会を開催いたします。それでは、レジュメに沿って進めさせていただきます。議決事項です。専決処分を報告し、承認を求めることについて承認第8号学校薬剤師の委嘱について説明をお願いします。

山口教育総務課長 中間市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定により、承認第8号学校薬剤師の委嘱につきまして、令和7年8月1日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告し、承認を求めるものでございます。この度、中間中学校の金井様をご退任されましたので、改めて、一般社団法人遠賀中間薬剤師会からご推薦をいただいたところでございます。今回、ご推薦をいただきました若山様に中間中学校の学校薬剤師を8月1日付けで委嘱いたしましたことをご報告いたします。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。

教育委員 <<了承>>

蔵元教育長 こちらにつきましては、期間はありますか。

山口教育総務課長 期間は特に設けていません。委嘱日から退任されるまでとなっております。

蔵元教育長 ありがとうございます。続きまして、議決事項第20号議案令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）要求について説明をお願いします。

山口教育総務課長 第20号議案令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。令和7年9月議会に、令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）を計上しますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、委員会の意見を求めるものでございます。後ほど、担当課であります生涯学習課から補正予算の詳細につきまして、ご説明させていただきます。今回の金額としては、歳入は、ございません。歳出は、生涯学習課分、9,753万5千円です。それでは内容につきましては、生涯学習課からご説明をお願いします。

大畑生涯学習課長 第20号議案令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）要求のうち生涯学習課所管分につきまして、資料に基づきご説明いたします。歳出でございます。

2款総務費1項11目市民会館費、説明1市民会館に要する経費5,161万5千円です。内訳といたしましては、12節委託料補正額5,161万5千円、これは、第23号議案において提案いたしております中間市市民会館の指定管理者の指定に伴う市民会館施設管理委託料で、指定管理期間10月から3月までの文化振興財団に対する指定管理委託料でございます。

10款教育費4項3目図書館費、説明1図書館に要する経費2,492万円です。内訳といたしましては、12節委託料補正額2,492万円、これは、第23号議案において提案いたしております中間市民図書館の指定管理者の指定に伴う市民図書館施設管理委託料で、指定管理期間10月から3月までの株式会社図書館流通センターに対する指定管理委託料でございます。

10款教育費5項1目保健体育総務費、説明1社会体育に要する経費2,100万円です。内訳といたしましては、12節委託料補正額2,100万円、これは、第23号議案において提案いたしております中間市体育文化センター外7施設の指定に伴う社会体育施設管理委託料で、指定管理期間10月から3月までの一般社団法人中間市スポーツ協会に対する指定管理委託料でございます。

以上、補正の歳出予算の総額は9,753万5千円でございます。

資料2ページをご覧ください。第2表債務負担行為として、先程ご説明いたしました市民会館、市民図書館、社会体育施設の指定管理について、指定管理期間が令和8年度までとなっておりますことから、債務負担行為を定めました。令和8年度の委託料につきましては令和8年度当初予算において計上する予定となり、現時点では予算計上額は未定となっておりますので、限度額は当該年度で定める予算額と記載しております。以上で、生涯学習課所管分の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 市民会館施設管理委託料と市民図書館施設管理委託料それから社会体育

施設管理委託料についてです。委託をするということは、中間市の財政からの持ち出しを少しでも少なくすること、市の財政負担を減らすということが目的で委託をされていると思います。例えば、市民会館にすれば2、3年前から年間3,000万程度の持ち出しが増えています。委託をする意味と実際に予算化する額が違っており、市の持ち出しが増えている現状です。市民図書館と市民体育館も何百万か増えています。委託料が減るのならわかりますが、増えるということは、どのように理解をすればよろしいでしょうか。

蔵元教育長 指定管理者制度につきましては、本市においては、平成15年の地方自治法の改正に伴い平成17年、18年から順次公共施設の管理について、指定管理者制度を導入しております。その目的は、市民サービスの向上と同時に経費の削減ということで民間がもつノウハウを市民サービスに活かすということで導入をしたわけでございます。衛藤教育委員が言われますように、委託料の総額自体は増えているというのが現状です。増額の要因等がありましたら説明をお願いします。

大畑生涯学習課長 指定管理料が増額となった主な要因としましては、最低賃金の上昇、物価の上昇、それに伴う電気料金の上昇等による運営経費のコスト増によるものが大きいです。指定管理を行うことでコスト削減と行政サービスの質を高めることができるということがメリットとしてあげられますが、今回は企業努力を上回る物価上昇があったと判断し指定管理料を上げることといたしました。昨今、民間におきましても物価の上昇による値上げが相次いでおりますが、指定管理においても、その影響が大きくなってきております。もちろん指定管理者としましては、電気料金や第3者委託の見直し、利用料収入を増加するための広告等の周知の努力も行っておりますが、どうしても今回は物価上昇分を吸収しきれていない状況となっております。今後、指定管理者には更なる企業努力を行うよう協議をしまいいりますが、今回につきましては、この額で予算を計上させていただければと思っております。

衛藤教育委員 企業努力はされているとういことはわかりました。それ以上の上昇があるということで、やむを得ないということ、確かに企業努力はされていることは、今までの教育委員会で話がされていますので、わかります。しかし、企業努力はこれで精一杯なのか、もう一度見直すということも必要ではないかと思います。より委託料を減らすために企業努力について、再度

見直しをしていただくようお願いいただければ、ありがたいと思います。

蔵元教育長 衛藤教育委員のご指摘のとおり、歳入を増やす企業努力であったり、とはいえ市民図書館は入場料がとれませんし、収入を増やすことが厳しい業種、業態もあります。とはいえ本来の目的である市民サービスの向上が一番の目的となりますので、冒頭私が申しました通り、制度を導入して20年が経ちます。今後とも指定管理者制度の在り方、公共施設の在り方、市民サービスの提供の在り方について、今後も事務局で検討していただきたいと考えております。

その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。

それでは、第20号議案令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）要求については承認をいただいたということでよろしいでしょうか。

教育委員 <<承認>>

蔵元教育長 続きまして第21号議案令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）要求について説明をお願いします。

山口教育総務課長 第21号議案令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）要求について、ご説明いたします。令和7年9月議会に、令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）を計上しますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、委員会の意見を求めるものでございます。

後ほど、各課から補正予算の詳細につきまして、ご説明させていただきますが、今回は教育総務課、学校教育課、生涯学習課、3課全てにおいて、補正予算を計上しております。金額としては、歳入は教育総務課139万5千円、学校教育課236万9千円、生涯学習課387万円、3課合計で763万4千円でございます。歳出は、教育総務課9,275万円、学校教育課669万8千円の減額、生涯学習課5億3,922万6千円、3課合計で6億2,527万8千円でございます。内容につきましては、担当課からご説明いたします。

それでは、まず、教育総務課が所管する予算要求の内容につきましてご説明します。

歳入についてご説明いたします。14款2項4目教育費国庫補助金2節小学校費補助金2学校施設環境改善交付金補正額139万5千円です。これは、中間西小学校特別支援教室及び保健室に設置いたしました空調

設備につきまして国からの補助金でございます。

歳出についてご説明いたします。１０款１項２目事務局費４小中学校再編準備事務に要する経費１節報酬補正額３１万５千円です。これは、当初予算において、政策的な経費に分類され、上半期分のみの計上となっております。通学区域審議会委員報酬の下半期分の費用でございます。

次に、７節報償費補正額２０万円です。これは、開校準備協議会委員報償費の下半期分の費用でございます。

次は、１０節需用費補正額４６万１千円です。これは、会議用コピー用紙等消耗品費１６万８千円と、周知用資料等印刷製本費２９万３千円の下半期分の費用でございます。

続きまして、４目保健給食費２学校給食費緊急支援事業に要する経費１８節負担金、補助及び交付金補正額８，８３１万６千円です。これは、学校給食費を無償化するための費用でございます。

続きまして、２項小学校費３目保健給食費１小学校給食運営に要する経費１７節備品購入費補正額１９５万８千円です。これは、中間東小学校、中間北小学校に設置してありますガス回転釜が老朽化していることから、新規に購入するための費用でございます。

続きまして、３項中学校費１目学校管理費１中学校管理運営に要する経費１８節負担金、補助及び交付金補正額１５０万円です。これは、筑豊地区大会以上の中体連大会に出場する交通費や出場費等への補助金です。こちらにつきましても、下半期分の費用を計上しております。

以上、教育総務課所管分のご説明は以上でございます。

船元学校教育
課長

続きまして、学校教育課です。

まず、歳入です。１５款２項５目２節不登校対策校内支援充実費補助金補正額は３６万２千円です。これは、不登校対策を小学校の段階で早期に行い、不登校率を減少させることを目的とした福岡県が実施する事業に参加するもので、児童一人一人に合ったきめ細かな対応を実現するため、校内における不登校児童の学習支援や教育相談などの不登校対策を行っていただくために、福岡県が指定した１つの小学校に１名の不登校児童支援員を配置するものです。補助対象経費である１０月から３月までの不登校児童支援員の報酬と通勤費の合計が５４万４，２００円になりますので、補助率２／３で３６万２千円の歳入となります。

次に、１６款１項２目１節各基金運用利子（学校教育課）に７千円を追加計上しております。これは、預金利率が上昇したことにより、利子が増額する見込みであるため追加するものでございます。

次に、17款1項4目1節指定寄附金（学校教育課）に200万円追加計上しております。これは、当初1千万円ずつご寄附いただいた2名の篤志家からゆめ応援奨学金を1年でも長く続けてもらいたいとのことで、昨年に続き100万円ずつ、合計200万円の追加寄附をいただいたものでございます。歳入補正予算の合計は、236万9千円でございます。次に歳出です。

今年、市長選挙があった関係で骨格予算となっていたものがありますので、未計上だった半期分等を含め計上しております。

10款1項3目指導費教育指導に要する経費1節会計年度職員報酬に120万9千円追加計上しております。内訳は、今年度増員したスクールソーシャルワーカー1名分の半期分70万円、不登校児童支援員50万9千円です。7節報償費ゲストティーチャー等の半期分で82万9千円計上しております。8節会計年度職員通勤費は、不登校児童支援員の通勤費で3万6千円計上しております。10節印刷製本費105万6千円も骨格予算ということで、当初には計上していなかったドリカムノートの印刷製本費でございます。

次に、情報教育の管理・推進に要する経費12節学習者用端末設定等業務委託料に3,001万8千円計上しております。これは、GIGAスクール構想における1人1台端末の更新に伴い、端末の設定等の作業をしていただくための委託料でございます。17節備品購入費2,276万円の減額でございます。新年度予算計上時には、この事業の詳細が分かっておらず、1台あたり5万5千円の補助上限の必要台数分で備品購入費に計上しておりました。次の第22号議案の際にもご説明しますが、端末の購入については、福岡県の共同調達に参加し、設定については、入札を実施した方が契約額は抑えられるとの判断から、共同調達による随意契約で確定した備品購入費との差額を減額し、設定作業でかかる費用を増額しており、差し引き725万8千円の追加となりました。

現在使用している端末を全機下取りに出せば、差し引き追加負担はないような試算をしておりましたが、財政課とデジタル推進課との協議の結果、現行機を市の職員に配布するなど有効活用をすることとなりましたので、追加負担が発生しております。

次に、6目育英事業費なかま夢応援奨学基金積立金24節積立金に200万7千円計上しております。これは、ご寄付いただいた200万円と預金利子の増額分7千円を基金に積み立てるものでございます。

次に、2項小学校費2目教育振興費小学校要保護・準要保護に要する経費19節扶助費です。教育総務課において、学校給食費緊急支援事業を実施

することに伴い、当課所管の就学援助費の当該部分を減額するものでございます。1食あたり230円、事業実施予定の10月からの実食数101回、対象者496人で計算しまして、1,152万2千円の減額でございます。次に、3項中学校費2目教育振興費中学校要保護・準要保護に要する経費19節扶助費小学校費と同様に、緊急支援事業の関係で、1食あたり280円、事業実施予定の10月からの実食数104回、対象者260人で計算しまして、757万1千円の減額でございます。以上、歳出の合計は、差引669万8千円の減額でございます。学校教育課のご説明は以上です。

大畑生涯学習課長 続きまして、第21号議案令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）のうち生涯学習課所管分につきまして、資料に基づきご説明いたします。歳入でございます。

15款県支出金3項4目教育費委託金補正額387万円で、主なものは、2節社会教育費委託金99万2千円、3節保健体育費委託金287万8千円です。これは、休日の部活動を地域クラブ活動に展開するための、文化部活動改革事務委託金及び地域スポーツクラブ活動体制整備事業事務委託金です。当初予算においては骨格予算でございましたので、上半期分を計上いたしておりましたため、補正において下半期分を計上いたしております。なお、補助率は、国が2/3、県が1/3です。

以上、補正の歳入予算の総額は387万円でございます。

次に歳出でございます。

2款総務費1項11目市民会館費、説明1市民会館に要する経費5億2,995万5千円です。主なものは、10節需用費補正額3,171万6千円の内、修繕料3,135万円につきましては、市民会館のスプリンクラーポンプの配管に亀裂が生じ、水が漏れておりましたことから、機器を更新するもの、また、火災が発生した際に市民会館内各所に設置されている感知器、その情報を消防へ通報する受信機に流すための中継器を更新するものでございます。

12節委託料補正額4億8,339万1千円の内、市民会館空調機等更新委託料につきましては、市民会館は平成8年度に開館してから一度も空調を更新しておらず、老朽化による不調により館の運営に不調をきたしております。また、今後は市民会館を指定避難所として活用することになっており、施設機能強化を行う観点から空調機等の更新を行うものでございます。ここで資料4ページ、第2表継続費をご覧ください。空調機等の更新につきましては、総額7億4,984万6千円でございまして、事

業期間が令和7年度から令和8年度までと2ヶ年を要しますので、継続費を定めまして、令和7年度の事業費といたしましては、年割額3億7,492万3千円を委託料として計上いたしております。

資料2ページにお戻りください。

市民会館トイレ更新委託料につきましては、市民会館に和式トイレが多く多目的トイレがない状態でありますことから、指定避難所としての環境を整えるために、1階フロアのトイレの一部洋式化やオストメイトを新設するものでございます。

14節工事請負費補正額1,284万8千円、これは、市民会館大小ホールのカーペットが経年劣化により見栄えがかなり悪い状態となっておりますことから、張替改修工事を行うものです。なお、施工に際し、旧カーペットの接着剤にアスベスト素材が含まれている可能性があるため、調査業務も併せて行います。

資料3ページをご覧ください。

10款教育費4項1目社会教育総務費説明1生涯学習推進及び社会教育振興に要する経費130万円です。主なものは、18節負担金、補助及び交付金130万円で、なかまっこチャレンジ英検補助金75万円、中間市婦人会補助金10万円外4件となっており、下半期分を計上いたしております。

次に、同じく、説明2文化部活動地域移行事業に要する経費64万3千円です。主なものは、7節報償費62万4千円で、下半期分を計上しております。これは、地域クラブ指導員の謝金でございまして、財源としては、歳入においてご説明いたしました、文化部活動改革事務委託金99万2千円の充当を予定しております。

次に、同じく、説明3人権教育啓発推進に要する経費130万2千円です。主なものは、7節報償費124万8千円で、下半期分を計上しております。これは、人権子供会や人権学習に係る講師謝金です。

資料4ページをご覧ください。

同じく5項1目保健体育総務費説明1社会体育に要する経費44万4千円です。内訳といたしましては、18節負担金、補助及び交付金44万4千円で、下半期分を計上しております。これは、市民の方がスポーツ競技団体等が主催する九州大会以上のスポーツ大会に出場した場合に交付する補助金です。

同じく、説明2スポーツ部活動地域移行事業に要する経費558万2千円です。主なものは、7節報償費527万2千円で、下半期分を計上しております。これは、地域クラブ指導員の謝金でございまして、財源として

は、歳入においてご説明いたしました、地域スポーツクラブ活動体制整備事業事務委託金287万8千円の充当を予定しております。

以上、補正の歳出予算の総額は5億3,922万6千円でございます。

以上で、生涯学習課所管分の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 1点目は、教育総務課の10款1項4目保健給食費2学校給食費緊急支援事業に要する経費18節負担金、補助及び交付金の補正額8,831万6千円についてです。これは、学校給食費を無償化するための費用ということですが、下半期については無償化することなのでしょうか。

山口教育総務課長 10月以降は学校給食費を無償化することを検討しているところです。

衛藤教育委員 2点目は、学校教育課の15款2項5目2節不登校対策校内支援充実費補助金についてです。不登校対策を行っていただくために、福岡県が指定した1つの小学校に1名の不登校児童支援員を配置するものとありましたが、どこの小学校か問題なければ教えてください。

船元学校教育課長 北小です。

衛藤教育委員 不登校児童支援員は、学校の先生たちと同じように毎日勤務し、不登校児童の指導にあたると理解してよろしいでしょうか。

船元学校教育課長 毎日3時間勤務していただきます。

衛藤教育委員 不登校は国の問題になっております。不登校対策は、これから国をあげて行われると思いますが、今後支援員の枠が増えていく可能性はありますか。

船元学校教育 今回、県の事業に参加するわけですが、県としては増やすことは考えて
課長 おられないと思います。この効果があるようであれば、中間市として単
独で実施するかどうか検討することはあると思います。

衛藤教育委員 3点目は、10款1項3目12節学習者用端末設定等業務委託料につい
てです。これは、1人1台端末を更新するということで、端末を下取り
する予定が、それをせず、現行機を市の職員に配布するなど有効活用を
することとなりましたという説明でした。年数が経過しているので端末
を交換しなければならないので、交換するのですが、それを市の職員が
活用するというのは、使えるのならば交換しなくてよいのに、なぜ新規
で内田洋行と契約をするのか教えてください。

船元学校教育 GIGA スクール構想は、5年たてば全て更新できるというのが国の補助事
課長 業でありまして2／3補助いただけます。1／3も交付税措置されてい
ると聞いておりますので、実質市の負担はないということで、全国的に
どこの市町村もやられることなのですが、5年落ちのipadはすごくき
れいで使える状態なのに下取りに出してしまうと1台あたり2,000
円程でしかとってもらえないという話ですので、非常にもったいないと
いうことで財政課とデジタル推進課と協議して有効活用しようというこ
とになりました。

衛藤教育委員 わかりました。4点目は、なかま夢応援奨学基金についてです。篤志家
の方が、毎年一定額の金額を寄付されているということで最初の予定
では約7年ほど使うという考え方だったと思います。寄附を受けれるの
は、3名という人数制限がされています。この人数について見直しをし
てもらいたいと思っています。もっと多くの子供たちが恩恵を受けられ
ようになると良いと思います。昨年度、教育委員が4名の選考に関わ
りました。私は、どの方も選びたいという印象を受けましたが、要綱が
3名となっているので、それはできないということでした。人数枠を広
げていただくように内容をかえていただきたいと思いますので、検討し
ていただきたいと思います。

5点目は、生涯学習課2款1項11目12節市民会館空調機等更新委託
料についてです。平成8年度から空調機を更新していないということ
は、約30年程使っています。また何年後かに3億ほどのお金をかけて
空調機を入れ替えないと使えないということですが、年次的に計画的
に、それぞれ空調機の入替をしていけば一気にこのように費用がかから

ないと思います。それが可能なのかということと、今回入れ替えたら耐用年数はどのくらいあるのか教えてください。

大畑生涯学習 市民会館空調機等更新委託料についてです。大きな公共施設の場合は、空調機は全て連動して機能しているという特徴があります。例えば、会議室だけを更新するとかそういったことが困難になっています。ですので、今回のように替える場合は、一気に替えてしまわなければならないということになります。それから空調機の耐用年数についてですが、税法上の法定耐用年数は、まず家庭用のエアコンは備品ということで6年になります。業務用のエアコンは、建物の付属設備に該当しておりますので定格出力が22kW以下のものが13年、22kW以上のものが15年となっております。この基準で判断いたしますと、市民会館の空調の税務上の法定耐用年数は15年となります。ただ一般的には、業務用のエアコンについては、だいたい15年から20年経過しますと更新の検討を行う必要があるかと判断されます。と申しますのも、一般的に20年経過しますと空調のメーカーが修理用の部品を製造しなくなるため部品の在庫がなくなってしまえば、修理が困難になるという現実的な理由がありますが、基本的には15年から20年経過しますと空調の更新を検討するという形になりますので、今後も同様の期間で基本的にはやるべきなのではないかと思います。

衛藤教育委員 今は家庭用のエアコンでも10年前のエアコンでは、部品がなく製造停止をしまったということで補修部品がない状況です。業務用エアコンを30年も使うと、まずいろいろな部品が不足する状況が起きると思いますので、もう少し耐用年数を考えて使っていただかないと、一度に3億も支出となると大変だろうと思いますので、よろしくお願いします。

6点目は、市民会館トイレ更新委託料についてです。和式が多いので洋式に切り替えるということについては、よくわかりました。関連しているかわかりませんが、男子用のトイレで使用不可となっているところがけっこうありますが、大きな公共施設で市外の方も来場されますので、大変残念に思います。この対応については、どのように考えておられますか。

大畑生涯学習 トイレに関しましては、老朽化の部分もありまして使用禁止の部分もありますが、基本的には職員のできる限り修繕を行いまして、それが難しい場合は、業者に依頼しまして修理して頂くこととなります。現状は、

故障しているのは、小ホールの男子トイレが1箇所ありますので、早急に対応したいと思います。

蔵元教育長 それでは、私から確認させていただきます。
まず、学校給食費の緊急支援ですが、前半については値上げ分のみを4月から9月までは、当初予算で組んでいたと思いますが、10月から3月までは全額を補助するとはいえ、小学校270円中学校330円ということではなく、今回原材料費の物価高、燃料費の高騰というところで値上げをするということなのでしょうか。今そういったことは、どこまで話が進んでいるのでしょうか。また、保護者の方にはいつどのようにお伝えをするのか教えてください。

山口教育総務課長 今現在、教育長が言われたように物価が高騰しております。特にお米については、令和4年度から比較すると1.6倍になっております。今回物価上昇を見込んだ分を踏まえて全額無償化を検討したいと思っております。小学校は270円を330円、中学校は330円を400円ということで物価上昇分を含んだ形で無償化を10月以降進めていきたいと思っております。現在の進捗状況ですが、校長と栄養教諭、教育委員会事務局との間で、これまで2回ほど会議をさせていただきました。近日中には、PTAの方に入ってください、今の物価の上昇であったり、今の現状を報告した後、全保護者の方に周知をしていきたいと考えております。

蔵元教育長 まもなく新学期が始まりますが、そのタイミングで保護者の方には通知を行うということですか。

山口教育総務課長 取り急ぎ、PTAの方に現状等を報告した後、早々に全保護者の方に周知をしていきたいと思います。9月上旬頃をめざして通知ができればと考えております。

蔵元教育長 それから、夢応援奨学金の件ですが、私も昨年度教育委員の皆様方にご協力を頂いて、4名の方が最終的に残られて3人にしたというところで、内部でも1人100万の3人ではなく、75万の4人でもということで、寄附者の方にも私から話をさせていただきましたが、寄附者の方のご意向を最優先するべきということは重々わかっていますが、できるだけ長く続けていきたいというところで、毎年200万ずつプラスして

頂いています。これが、もし金額が増えると、金額や人数も対応ができるのではないかと思います。これについては、他にはない、素晴らしい制度だと思いますので、長く継続ができるように考えていきたいと思っています。

続いて、市民会館についてです。建設から29年が経過し、今回は空調ですが、空調以外にも照明、音響、舞台装置等を含めれば、数十億の更新費用がかかります。公共施設の管理計画を策定し、事後保全（壊れたら修理、壊れたら修理）ということではなく、予防保全という考え方で、この考え方を基本とすると、衛藤教育委員がご指摘されたように、今後に向けて、できるかぎり計画的に財政負担がその年度に集中しないように計画的に実施していただきたいと考えています。以上です。

その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。八木教育委員。

八木教育委員 1点目は、教育総務課の給食費に関してです。保護者の観点からしますと、下期分を補助していただけるという、大変ありがたい反面、先程教育長がおっしゃいました値上げ分について小学校が60円、中学校が70円が値上がりします。物価の上昇を考えますと致し方ないとは思いますが、前回、値上げをしたときは、PTAや先生方を集めて話し合いをした上で値上げを実施したと思います。今回もそのようなことがあるのか、金額の妥当性が良いのかというところを話し合う場が学校の先生や保護者を集めて行われるのか教えてください。

それから、上期に関しては、数年前値上げした分の補助をしていただいております。実質の負担額は今小学生が230円、中学生が280円を1食あたり保護者が負担しています。10月以降に関しては、全額を補助して頂けるのですが、もし、これが来年の4月以降補助がなくなるとなった場合、単純に1食あたり、小学校では330円、中学校では400円の負担となります。保護者の負担は、今と比べるとだいたい1.4倍くらいになります。金額でいうと子供1人に年間1万円から2万円近くかかります。それが2人、3人いますとかなりの金額になりますので、そういった意味合いでも値上げ分は致し方ないとはいえ、値上げ分、上昇分の妥当性を周知させる必要があると思いますので、意見として言わせていただきました。その増額分の金額の妥当性ですが、近隣の自治体で今いくらくらいなのかというのが1つの指標となってきます。前の値上げ分の際は中間市は、すごく安かったのも、値上げやむなしとなりました。そういったときに近隣の市町村が、1食あたりどのくらいなのか指標になると思います。

2点目は、学校教育課のipadの端末の入替に関してですが、これは端末代だけではなく外側のカバーなども入っているのか教えてください。

山口教育総務課長 令和4年度に改定したときと同じように、学校給食費等検討委員会を立ち上げていきたいと考えております。今実際、事務打ち合わせとして校長と栄養教諭、教育委員会事務局で2回ほど会議をしております。今後は、現状や金額を保護者にご説明した後に進めていきたいと考えております。今現在、近隣の9市町の状況ですと、小学校は中間市が一番低い状況で、中学校は下から2番目となっていますので、今回その状況も保護者の方にご説明させていただきながら金額を周知させていただきたいと思います。

船元学校教育課長 引き続き、端末に関しましてはカバーとタッチペンもついたものになっております。

衛藤教育委員 追加で、先程教育長が夢応援奨学金の話をされましたが、夢応援奨学金がスタートするときに、私は全国の育英会の給付型奨学金がどの程度の額になっているのか調べたら、中間市は額的に大きいです。だから、もう少し額を下げてでも全国よりも高いレベルだと思いますので、そういうことも含めてよろしくご検討お願いします。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。
私から最後に確認です。給食費9市町北九州教育事務所管内(宮若市、直方市、中間市、遠賀4町、鞍手町、小竹町)の中で、今回の値上げをする
とそれぞれ金額的にはどうなのでしょう。

山口教育総務課長 9市町では、一番上位になります。

蔵元教育長 10校のうち親子方式で8校、自校方式で2校というところなのですが、それぞれで委託業者が違うので、それぞれで食材を買われているということでしょうか。

山口教育総務課長 はい、そうです。

- 蔵元教育長 そういったところで、当然、栄養価や量や必要な充足数の基準はあるのですが、食材の調達方法の工夫次第で何とかなったりはないのでしょうか。
- 山口教育総務課長 現在、校長と栄養教諭が入った事務打合せの中で、給食費の改定後も物価の上昇は続いていくことが想定されますので、食材の調達方法をどのようにすれば一番効果的になるのか、今まさに検討しているところでございます。今回検討した内容を含めて保護者の方にご説明できたらと考えております。
- 蔵元教育長 それでは、引き続き検討をよろしくお願いします。
 その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。
 それでは、第21号議案令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）要求については承認をいただいたということによろしいでしょうか。
- 教育委員 ≪承認≫
- 蔵元教育長 続きまして、第22号議案中間市立小中学校学習者用端末の購入に関する意見について説明をお願いします。
- 船元学校教育課長 第22号議案中間市立小中学校学習者用端末の購入に関する意見についてご説明いたします。
 先ほど補正予算のご説明の際にも触れましたが、中間市立小中学校学習者用端末、いわゆるGIGAスクール構想における一人一台端末につきましては、令和3年度に導入し、現在、5年目を迎え、更新時期を迎えておりますことから、福岡県公立学校情報機器整備事業を活用し、必要台数を整備するため、福岡県の共同調達に参加いたしました。
 当該動産の取得に当たりましては、福岡県が実施した公募型プロポーザルにおいて、株式会社内田洋行九州支店が最高評価を獲得し、共同調達の受託候補者となりましたことから、10ページと11ページに写しを添付しておりますが、同社と令和7年8月6日付けで契約金額を1億4,575万9,394円として仮契約を締結いたしております。
 同社から中間市立小中学校学習者用端末を購入するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、取得額が2千万円以上になるため、議会の議決が必要でありますことから、関連議案を9月

定例市議会に提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、委員会の意見を求めるものでございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 1億4,575万9,394円ものお金を、これは市の単費で出すのか、それとも国からの補助等があるのか教えてください。

船元学校教育課長 先程も少し触れましたが、補助率2/3です。これは当初予算に計上しておりますので、今回の補正予算にはあがっておりません。

衛藤教育委員 現行のタブレットは市の職員に活用してもらうということですが、そうすると、今業務に使っているパソコンもあります。パソコンとタブレットの両方を使うよりは、どちらかにした方が効率的だと思います。そういう調整は、他の課でされると思いますが、いろいろ難しいのではないかと個人的には思います。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。
それでは、第22号議案中間市立小中学校学習者用端末の購入に関する意見については、承認をいただいたということでよろしいでしょうか。

教育委員 <<承認>>

蔵元教育長 ありがとうございます。
それでは続きまして、第23号議案公の施設の指定管理者の指定に関する意見について説明をお願いします。

大畑生涯学習課長 第23号議案公の施設の指定管理者の指定に関する意見について説明いたします。中間市民図書館、中間市社会体育施設、中間市市民会館の現在の指定管理期間が令和7年9月30日をもって満了いたしますことから、令和7年10月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。なお、指定管理者の候補者の選定につきましては、中間市民図書館は安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、事業計画について

も当該施設の基本理念などの目的を十分に理解し、地域の住民にとって役立つ図書館の実現に向けた具体的な事業展開が期待できること、中間市社会体育施設の体育文化センター外7施設につきましては、これまで地域密着型の運営を行い、指定管理の経験とノウハウを蓄積したことにより、従前より効率的かつ効果的な管理運営による事業効果が期待できること、中間市市民会館につきましては、平成18年度から当該施設の指定管理者として、その管理運営を担い、地域に密着した自主事業の実施や、同施設の活用を通して、同施設の設置目的である市民の教育文化活動の支援及び文化振興に寄与しており、今後についても、その専門的な技術及び経験を活かし、これまで以上に地域の活力を積極的に活かした管理運営による事業効果が期待できるということに加え、各施設の現在の指定期間が令和7年9月30日までとなっており、施設運営の継続性確保、利用者サービスの安定と次期指定管理者の選定準備期間を考慮する必要があることから、中間市民図書館は現在指定している株式会社図書館流通センターを、中間市社会体育施設の体育文化センター外7施設につきましては、一般社団法人中間市スポーツ協会を、中間市市民会館につきましては、公益財団法人中間市文化振興財団を、指定管理者選定委員会の審議を経て選定いたしましたところでございます。

なお、指定期間につきましては、各施設が所在するコミュニティ広場の再開発など、施設の管理運営に大きな影響を及ぼす外的要因の方向性が早期に示される可能性があることから、その影響が及ばない期間である、令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6か月間引き続き指定管理を継続することといたしております。

この公の施設の指定管理者の指定につきましては、令和7年9月議会に上程いたしますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により委員会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 今まで指定管理をされていた業者をそのまま継続するという形になっていますが、このような指定をされるときに入札による指定業者の決定ということと、過去の実績に応じた結果で決定するという方法があると思います。今回は、どのように決定されたか教えてください。私は、新しくスタートされるのなら、入札によってされた方が良いのではないかと

思います。

大畑生涯学習 公の施設の指定管理者の指定につきましては、原則として公募によるもの
課長 つまり入札によるものが原則となっております。しかし、各施設の指
定期間が令和7年9月30日までとなっております。令和7年10月1
日から指定管理者を検討するにあたり公募する期間と準備がなかなか難
しいということで現状の指定管理者を延長するという形で考えておりま
す。なお、令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6ヶ
月間となっておりますが、こちらにつきましては、各施設が所在するコ
ミュニティ広場が再編検討委員会で今後の活用について検討しておりま
す。そちらが、令和8年3月31日までに方針を出すようになっていま
すので、そちらを見越しまして1年半の期間を延長をさせていただきました。

衛藤教育委員 わかりました。ただ準備期間がなかったということですが、今年の4月
から委託については半年間ということがわかっていたので、準備期間は
十分あったと思います。今後、入札にしたら、より良い業者があるかも
しれませんのでお願いします。
もう1点は、遠賀川の市民グラウンドは、中間市体育施設を含めてスポ
ーツ協会に委託にされていますが、今回のように大雨が降って浸水して
しまった場合は、そのままの状態では使えないと思います。元の状態に
戻すのは委託業者なのか、あるいは市がされるのか教えてください。

蔵元教育長 指定管理を指定する場合は、包括協定というものと年度協定(その年に
きめる約束事)それぞれ契約を交わすわけですが、その中にリスク分担
表というのがありまして、それぞれ金額やその部位、設備の機器、部品
であったりそういったものの責任分担を明確に決めています。というと
ころで市民グラウンドはいかがでしょうか。

大畑生涯学習 市民グラウンドにつきましては、水害等災害に対する部分に関しまして
課長 は、市が負担するというところでリスク分担表上はなっております。

衛藤教育委員 スケートボードができる広場の方まで含めてですか。

大畑生涯学習 はい、そうです。
課長

蔵元教育長 原状回復は市が責任をもって行うということですか。

大畑生涯学習 はい、そうです。
課長

蔵元教育長 指定管理者は、あくまで市民サービスの向上が目的でございますので、毎年利用者に対するアンケートを実施しております。それぞれの指定管理者に対しましては、毎年地域密着型で事業を実施しており、市民アンケート等を読ませてもらっても非常に高い満足度で推移していると考えてはおりますが、制度導入から20年というところで今後は検証等が必要ではないかと考えています。
その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。
それでは、第23号議案公の施設の指定管理者の指定に関する意見については承認をいただいたということでよろしいでしょうか。

教育委員 <承認>

蔵元教育長 ありがとうございます。
それでは本日の議決事項については審議が全て終了しました。これをもって、令和7年8月臨時教育委員会を終了いたします。

[閉会時刻：11時06分]

令和 7年 10月 7日

教育委員

太田かおり

教育委員

衛藤修身